

(公印省略)
令和7年9月26日

川西市議会議長
岡 留 美 様

総務生活常任委員長
田 中 麻 未

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和7年9月11日）

1. 議案第52号 川西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び川西市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、条例の一部を改正するもの。

質疑の概要

問 今回の改正の効果として、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラに要する費用の上限額を合計すると、候補者1人当たり約1万8000円の増額になるとの認識で間違いがないか伺いたい。

答 委員の試算のとおりである。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

2. 議案第53号 令和7年度川西市一般会計補正予算（第4回）

議案の概要

第1表 歳入の全部。歳出第2款総務費。第4款衛生費のうち第2項環境衛生費。第6款農林業費。

第2表 繰越明許費補正

第3表 債務負担行為補正

質疑の概要

(1) 第1表 歳入

第22款 諸収入

問 阪神7市1町定期予防接種負担金を1376万8000円追加していることについて、その詳細を伺いたい。

答 当該追加は、令和6年度における他市町（6市1町）の住民が、本市医療機関で接種した人数が想定より多かったことに伴う精算である。

答 主に子宮頸がんワクチンやインフルエンザワクチン接種者の増加が要因となっている。

(2) 同 歳出

第 2 款 総務費

質疑なし

第 4 款 衛生費

問 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金において、2 2 8 1 万 5 0 0 0 円追加していることについて、補助要件などの詳細を伺いたい。

答 今回の補助は新築、既存物件問わず、新たに太陽光パネル及び蓄電池を同時に購入することが補助要件であり、1 件当たりの補助上限額は 5 8 万 5 0 0 0 円で、申請された全件が補助上限額である場合は、3 9 件分に相当する金額である。

第 6 款 農林業費

問 猪名川河川区域内下加茂 1 丁目地先に設置する北台井堰復旧のための工事に関して、6 2 4 万 6 0 0 0 円追加していることについて、その詳細を伺いたい。

答 本件工事に関しては、分担金徴収条例に基づき、地元の水利組合から工事予定額の 2 分の 1 に当たる 2 6 5 0 万円をあらかじめ市が徴収していたが、最終的に工事費を精算したところ、1 2 4 9 万 1 4 0 0 円減額となったため、その 2 分の 1 である 6 2 4 万 5 7 0 0 円を返還しようとするものである。

(3) 第 2 表 繰越明許費補正

質疑なし

(4) 第 3 表 債務負担行為補正

問 放課後キッズプレイス運営業務として、令和 8 年度を期間とする 1 億 1 0 8 8 万円の債務負担行為が追加されているが、7 年度と比べて大幅に増加する 1 2 小学校分の設置費用が計上されていることから、留守家庭児童育成クラブの整備方針について、キッズプレイスの位置づけを含めて確認したい。

答 留守家庭児童育成クラブについては、まず小学校 1 年生、2 年生は待機児童の解消に向けて取組を進めたいと考えている。小学校 3 年生以上になると、夏休みのみといった必ずしも週 5 日必要とは限らない場合もあり、放課後の居場所づくりとして短期的には放課後キッズプレイスは大きな可能性があると考えている。今回の補正に伴い、今年度内に事業者の選定を行いたいと思っている。

答 留守家庭児童育成クラブの拡大に関しては、支援員や活動場所の確保の問題があることや、小学校 3 年生については、現在も待機児童が一定数いるため、保護者等

<p>の意向を確認しながら、当面は放課後キッズプレイスを継続したいと考えている。</p> <p>問 放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりの場としては、既に民間の留守家庭児童育成クラブのほか、市から委託を受けて、主に地域で運営している放課後子ども教室などがあるが、放課後キッズプレイス拡大によるこうした団体への影響について、市の考えを伺いたい。</p> <p>答 現在は試行実施中であるが、今後の放課後キッズプレイス拡大による各団体等への影響については、それぞれ協議の場で確認しながら調整を図っていく必要があると考えている。</p> <p>問 市民活動センター指定管理料及び男女共同参画センター指定管理料について、現在の指定管理期間は3年間であるが、次期が5年間となっている点について伺いたい。</p> <p>答 両施設とも、従来は5年間の指定管理期間であったが、現在3年間としているのは、事業再検証を契機に貸館業務の近隣施設との集約、統合の可能性を検討したためであり、当該検討の完了に伴い、今回は5年間に戻しているものである。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

3．議案第41号 川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、補助金の公平性、透明性を確保する観点から、市が公募する補助金及び助成金の相手方の選定を行う「川西市補助金等交付審査委員会」を設置するため、条例の一部を改正するもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 公益的な活動を行おうとする場合、市からは、後援名義をもらうなどして減免を受けたり、補助金を受けたりすることが考えられるが、各団体等が適切に支援を受けるための相談体制について伺いたい。</p> <p>答 補助金と減免両方の支援を同時に受けることはできないことから、現在支援を受けている団体等はいずれかメリットの高い方を選択しているところである。こういった選択等に関しては、混乱のないように全庁的にも周知を行い、制度面も含めて適切かつ丁寧な説明を行っていきたいと考えている。</p> <p>問 これまでに補助金を受けてきた既存団体等については、公益性等の要件を満たし文</p>

化やスポーツの促進に様々な形で貢献していることから、公募型補助金の審査に当たって、新規の団体等と既存団体等を同列に扱うことに違和感があるが、市の考えを伺いたい。

答 補助金の公平性、透明性を確保する観点から、誰が見ても利害関係などの偏りのない第三者の正しい目が必要であると考えており、その中では新規や既存団体等を問わず、同じルールの中で公正に分け隔てなく審査をしていきたいと考えている。

問 公募型補助金を導入する主な目的は、活動団体が今以上に増加し、多角的に活動が行われて、活発化していくこととされているが、その検証方法を確認したい。

答 事業実施によりどれだけの効果、参加者数があったかといったところは、実績報告により確認するほか、こうした報告の公表も行いたいと考えている。

問 公募型補助金が導入された場合、これまで市に頼らないで資金調達をしていた団体が新たに応募することが考えられるが、市として懸念している点を伺いたい。

答 市としては、どれだけの市民の方に還元されるような取り組みなのかという点を重視して審査していただきたいと考えている。他方で、申請内容に営利性が含まれる場合は採択の可能性が低くなることから、申請されれば何であれ承認するようなことは考えていない。

特記事項 付帯決議あり（全員賛成）

【付帯決議】

議案第41号 川西市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する付帯決議

令和8年度から公募型補助金制度を導入するに際し、市長の附属機関として川西市補助金等交付審査委員会を設置するため、川西市附属機関に関する条例の一部を改正する条例が提出されている。

市は、この公募型補助金の目的として、社会的課題や身近な問題を解決しようとする公益的な団体を支援するとともに、このような活動をする団体に広く公平な補助金交付の機会を提供することで多様な事業が提案され、より活発な市民活動の展開が期待できると説明している。

これに対し、すでに補助金を受けて、長年にわたり公益的な活動を行ってきた団体が市内に多数存在しており、それらの活動は市民福祉の向上に大きく貢献してきたところである。また、今回の審査委員会設置にともなう外部審査の導入により、審査の透明性は高まるものの、これら公益的団体の従来活動をはじめ地域事情や市民活動を十分に理解され

ないまま審査が行われることが懸念される。

しかし、市民活動の更なる活性化や補助金の透明化を否定するものではないことから、当委員会は、公募型補助金や本条例改正で設置されることとなる審査委員会について、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 公募型補助金制度の導入に際しては、従来から補助金制度を活用して市民福祉に貢献してきた団体の活動に敬意を払い、これらの団体の実績を十分に考慮すること。
- 2 川西市補助金等交付審査委員会委員については、単に補助金に関する学識を有するにとどまらず本市の事情に精通している者を選任するよう配慮すること。

審査結果 原案可決（全員賛成）